2020年4月

## 電力受給に使用するお客さま所有電力量計(低圧)の取扱変更について

平素より弊社事業につきまして、ご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2016年3月31日以前まで、太陽光発電設備等で発電した電気を弊社に販売する際に使用する低圧用の電力量計(以下、「受給用電力量計」と言います。)については、お客さまに設置および管理をお願いしておりましたが、2016年4月1日より弊社が双方向計量機能付スマートメーターを設置および管理する運用へ変更しておりますので、下記のとおりご案内いたします。

記

# 1. 受給用電力量計(低圧)に関する取扱変更内容

(1) 取扱変更内容

新増設については、2016年4月1日以降の低圧系統連系・電力購入申込み受付分から、スマートメーター\*1の双方向計量機能\*2により計量する運用へ変更しております。 お客さまの受給用電力量計を設置している契約については、受給用電力量計の検定 有効期間満了年月に到達次第、順次お知らせを送付した上、スマートメーターへ取替いたします。

受給用電力量計の取扱いは、以下のとおり変更となっております。

適用日	変更前	変更後
<b>過</b> 用口	2016年3月31日 (木) まで	2016年4月1日(金)以降
新増設時	お客さまによる設置および管理	弊社による設置**3および管理
	(お客さまの受給用電力量計)	(スマートメーター)
既設分の検定 有効期間満了時	お客さまによる取替および管理 (お客さまの受給用電力量計)	弊社による取替**4および管理 (弊社の供給用電力量計を スマートメーターへ取替)

- (※1)スマートメーターとは、通信機能による遠隔検針や住宅のエネルギーを管理する機器(HEMS) 等への電力量データの提供などに対応可能な電気メーターです。
- (※2) スマートメーターは、1台で「お客さまのご使用量」「弊社に販売する電力量」の双方を 計量することができるため、お客さまの受給用電力量計は不要となります。
- (※3) 申込内容により工事費用を申し受ける場合がございます。詳細につきましては、後記(2) を参照願います。
- (※4) 現在,取付されている受給用電力量計(お客さま資産)は、スマートメーターによる計量 に切替後,設備の健全化のため、お客さまの費用負担にて電気工事会社に依頼し、取り外し (配線改修等を含む)していただきますようお願いいたします。また、施設状況により、お

客さまに取り外していただいた後に、スマートメーターを設置する場合がございます。

#### (2)費用

発電設備の新増設申込み時,「①供給側契約の契約容量で選定した電力量計容量」と「②受給側契約(発電設備)の最大受電電力で選定した電力量計容量」を比較し,②が ①を上回る場合については,差額分(増分費用)を工事着手前に申し受けます。

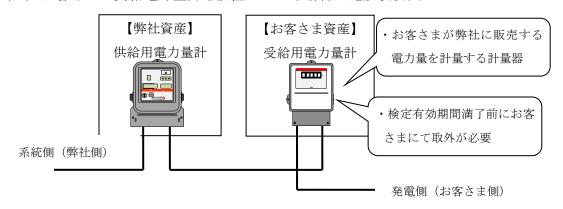
電力量計容量	費用請求	補足事項
1)<2)	有	供給側契約が定額電灯(受給用計量のみ)の場合,費用全額を申し受けます。
(1)≧(2)	無	費用については申し受けません。

# 2. 留意事項

- ■2016年3月31日までの新増設申込みにつきましても、今後発電を開始されるご契約につきましては、原則として弊社のスマートメーターを設置いたします。
  - ※お客さまにて既に受給用電力量計をご準備されている場合等は、弊社とお客さまの協議によりお客さまの受給用電力量計を設置する場合がございます。

#### 3. 現在の電力量計施設状況

(1) お客さまの受給電力量計を設置している場合の施設状況図



(2) スマートメーターの施設状況図(変更後の運用)

